

NO MEAT/MEAT PRODUCTS



Animal Quarantine officer can inspect your international parcel and has the authority to dispose of smuggled meat or meat products.

VIOLATION WILL RESULT IN DISCIPLINARY ACTION

If you send meat or meat products from abroad by international parcel, consignee would be fined up to 3 million yen for individuals / 50 million yen for businesses or imprisoned up to 3 years





動物検疫所からの 重要なお知らせ

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
3年以下の懲役又は最高300万円の罰金
が科せられます。

(法人の場合は、最高5,000万円)

- ◆ 国際郵便・宅配便で送る場合も同じです。
- ◆ 動物検疫所の職員は、荷物の中の肉製品などの畜産物の有無について検査を行います。
- ◆ 違法に持ち込まれた肉製品などの畜産物は、原則廃棄されます。
- ◆ 悪質な輸入事例については、警察に通報しています。
違法な肉製品などの畜産物の持ち込み等により、逮捕された人もいます。





にほんく 日本に来るあなたへ



にく はい 肉の に入った べもの・ くだもの やさい 果物・野菜などは にほん も 日本に持ってきてはいけません！



こくさいゆうびん おく かぞく ともだち つた
国際郵便でも送れません。家族や友達にも伝えてください。

こくさいゆうびん とど とき どうぶつけんえきしよ しよくぶつぼうえきしよ れんらく
 (国際郵便で届いた時は、動物検疫所か植物防疫所に連絡してください。)



- うし ぶた とり 牛・豚・鶏などがいる場所で使った服・靴は、にほん も 日本に持ってこないでください。
- にほん いく 1 しゅうかんまえ から、うし ぶた とり 牛・豚・鶏などにさわらないでください。
- にほん きて から 1 しゅうかん は、うし ぶた とり 牛・豚・鶏などにさわらないでください。

にほんこく のうりんすいさんしやう
 日本国 農林水産省



どうぶつけんえき
 動物検疫



しよくぶつけんえき
 植物検疫



- にく はい 肉の に入った べもの・ くだもの やさい 果物・野菜などは にほん も 日本に持ってきてはいけなと、法律で決まっています。
- にほん ち とき おも ぼっそく ねい か ちようえき まんえん い か ほうじん ばあい まんえん い か
 日本に持ってきた時は、重い罰則（3年以下の懲役・300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金など）を受けることがあります。
- ほうりつ まも けいさつ れんらく たいほ ひと にほん はい
 法律を守らないと、警察に連絡することがあります。逮捕された人もいます。日本に入れないこともあります。